

○木曾広域連合職員旧姓使用取扱規程

〔平成30年1月24日
規程第1号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、互いの個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、職員（職員定数条例（平成11年4月1日条例第7号）第1条に規定する職員並びに職員の再任用に関する条例（平成14年3月5日条例第5条）に基づき再任用した職員。以下「職員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(旧姓の使用)

第2条 職員は、木曾広域連合長（以下「連合長」という。）の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。

(旧姓を使用できる文書等)

第3条 前条の旧姓を使用できる文書等とは、次の各号のすべてに該当する以外のものであって、おおむね別表に掲げるものとする。

- (1) 公権力の行使に関わる場合
- (2) 税務署、共済組合、社会保険事務所、銀行など、外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合
- (3) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合
- (4) 人事給与等関係文書で電子計算システムの変更が必要となる場合
- (5) その他職務遂行上は又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合

(旧姓使用の承認の申請)

第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、連合長の承認を受けなければならない。

2 前項に定める申請は、旧姓使用承認申請書（様式第1号）を連合長に申請しその承認を受けなければならない。

(旧姓使用の承認等)

第5条 連合長は、前条第2項の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。

2 連合長は、前項の規定により旧姓の使用を承認又は不承認したときは、旧姓使用承認・不承認通知書（様式第2号）により、その旨を所属長を經由して、当該職員に通知するものとする。

(承認の取消し)

第6条 連合長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該承認を

受けた者（以下「旧姓使用者」という。）の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。

（旧姓使用の中止）

第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、連合長に申請しその承認を受けなければならない。

2 前項に定める申請は、旧姓使用中止申請書（様式第3号）を連合長に申請しその承認を受けなければならない。

3 前条の規定により旧姓使用中止申請書を提出した職員は、特段の理由なく再度旧姓使用の申請はできないものとする。

（旧姓使用職員名簿）

第8条 連合長は、前条の届出の内容を旧姓使用職員名簿（様式第4号）に記載し、保管する。

（旧姓使用者等の責務）

第9条 旧姓使用者は、旧姓の使用にあたり、常に組織内部に混乱が生じないように努めなければならない。

2 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。

（他団体等への派遣職員の適用除外）

第10条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取り扱いによるものとする。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則（平成30年1月24日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

- (1) 職場での呼称
- (2) 事務分掌表
- (3) 職員配置図
- (4) 職員名簿
- (5) 人事異動通知書
- (6) 起案文書（回議書等における起案者の氏名表示）
- (7) 決裁文書、供覧文書等に係る押印（公開審査等の押印を含む。）
- (8) 復命書
- (9) 事務引継書
- (10) 出勤簿
- (11) 休暇簿
- (12) 研修受講報告書
- (13) 名札
- (14) 名刺
- (15) グループウェアの氏名
- (16) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で連合長が認めるもの

様式第 1 号（第 4 条関係）

旧姓使用承認申請書

年 月 日

木曾広域連合長 様

所 属

職・氏名

職員番号

戸籍上の氏名

下記のとおり旧姓を使用したいので、木曾広域連合職員旧姓使用取扱規程第 4 条の規定により申請します。

記

使用する旧姓

使用開始年月日

所属経由欄

所属長 職・氏名	
----------	--

様式第 2 号 (第 5 条関係)

旧姓使用承認・不承認通知書

年 月 日

様

木曾広域連合長

年 月 日付で申請のありました旧姓の使用については、下記のとおり承認・不承認しましたので通知します。

記

使用する旧姓

使用承認年月日

整理番号

その他注意事項

所属経由欄

所属長 職・氏名	
----------	--

様式第 3 号（第 7 条関係）

旧姓使用中止申請書

年 月 日

木曾広域連合長 様

所 属

職・氏名

職員番号

戸籍上の氏名

下記のとおり旧姓の使用を中止したいので、木曾広域連合職員旧姓使用取扱規程第 7 条の規定により申請します。

記

使用を中止する旧姓

使用中止年月日

中止する理由

整理番号

所属経由欄

所属長 職・氏名	
----------	--

様式第4号（第8条関係）

旧姓使用職員名簿

整理番号	職員番号	戸籍上の氏名	使用する旧姓	改正年月日	開始年月日	中止年月日	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							